

## 実施状況報告書 評価・方向性の基準について

※担当課における各年度の実施状況の評価、次年度に向けての方向性の決定は、次の基準で実施しています。

### ●実施状況の評価

#### ①数値目標を定めている施策

区分	達成度や基準年との比較	前年度との比較
A	達成度が90%以上である	-
B	達成率は90%未満だが、 基準年より上昇している	前年度より上昇している
C		前年度より低下している
D	基準年より低下している もしくは変化していない	-

#### ②数値目標を定めていない施策

区分	取り組みの状況
A	十分取り組んでいる
B	ある程度取り組んでいるが一部課題が残る
C	取り組みが不十分であり改善が必要である
D	ほとんど取り組めていない、見直しが必要である

### ●次年度に向けての方向性

区分	内容
継続	今年度の取り組みを継続する
充実	取り組みをさらに充実させる
拡充	新たな取り組みを追加する
見直し	取り組みを見直す

## 基本目標1 男女共同参画社会のための意識づくり

## 主要課題1 男女共同参画社会に向けての意識啓発

## 施策の方向性(1) 男女共同参画社会に向けての意識啓発

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	図書等の展示、紹介	男女共同参画社会を推進する図書等を展示、紹介し、市民に男女共同参画社会実現のための啓発を行います。	図書課	書架の中に男女共同参画・ジェンダーのコーナーを設けて、関係図書の紹介を行っている。	B	継続	今年度の取組みを継続する。
2	男女共同参画社会に向けての啓発	テーマ設定や周知・集客の工夫を行いながら、男女共同参画に関するセミナー等を定期的に開催し、市民啓発を行います。男女共同参画セミナーの1回あたりの参加者100人をめざします。(平成29年度48人/回)	総務広報課	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、男女共同参画セミナーは実施していない。	D	見直し	男女共同参画セミナーは例年同じような内容での開催となっていたため見直しを行う。おごおり女性協議会が例年開催している「おごおりフォーラム」と連携して取り組む。
	数値目標	男女共同参画セミナー参加者100人/回		実績値 ー			
3	広報やホームページ等での情報発信、啓発	広報への「女と男 パートナーシップ」の掲載やホームページの積極的活用等により、男女共同参画に関する情報の提供や啓発を行います。また、市ホームページやSNS(ソーシャルネットワークサービス)による情報発信、啓発を検討します。	総務広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報おごおりに「女と男パートナーシップ」を掲載した。内容は、女性活躍推進法の改正、区長インタビュー、DV防止や審議会報告、相談窓口の紹介など。</li> <li>・市ホームページに掲載している啓発ページを見直し、読みやすい構成となるよう整理した。</li> <li>・市ホームページ、SNSにて、市や県などの男女共同参画に関する情報提供を行った。</li> <li>・「あすばる男女共同参画フォーラム2020」を広報おごおりで周知した。県民企画事業に採択されたCORALのオンライン配信企画「グローバル企業から学ぶアンコンシャス・バイアスの気づきとテクノロジーの考え方」について掲載した。</li> </ul>	A	継続	コーナータイトルを「Gender Equality～今とこれからを輝いて生きる～」に変更し、男女共同参画を身近に感じられるよう市民へのインタビューを取り上げるなど、テーマや構成を工夫している。より幅広い分野の内容について啓発するため、過去に掲載した記事の内容を再確認し、よりよい啓発記事について検討していく。
4	男女共同参画推進に関する法令・施策の周知・啓発	広報紙やセミナーなどを活用し、男女共同参画推進に関する法令や施策の周知・啓発を行います。	総務広報課	広報おごおりの「女と男パートナーシップ」で、女性活躍推進法の改正を紹介した。	B	継続	広報紙やリーフレット、ホームページを活用し、引き続き男女共同参画推進に関する法令や施策の周知・啓発を行う。

## 主要課題2 男女共同参画教育の推進

## 施策の方向性(1) 男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の推進

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	保育士・教諭の男女共同参画教育に関する研修の今後の方針	男女共同参画についての認識を深めるため、職員研修会を開催するとともに、市主催の研修会へ参加します。	公立保育所	定期的な保育カリキュラムに関する会議において、男女の固定概念を持っていないかや男女共同参画の視点があるかなどを確認した。	B	継続	市主催の学習会への積極的参加を促す。その報告から全体の学習を行うと共に保育・子育て支援の実践と照らして意識・認識を高めていく。
			公立幼稚園	人権・同和教育研修会に参加して、ジェンダーや男女共同参画について学んだことや感じたことを、職員会議等で伝えるようにし、学び合う場を持つようにした。	B	継続	男女共同参画についての認識を深めるため、研修会への参加を促したり、園内で研修の場を計画的に設ける。
2	就学前教育における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立ち、保育・教育計画の作成や、保育・教育内容及び教材等の見直しを行います。	公立保育所	男女の固定概念にとらわれず協力し合って生活することの大切さを、保育カリキュラムに位置づけている。日々の保育における保育士の言葉かけや教材などについても、そのような視点に立ち環境作りをしていた。	B	継続	保育カリキュラムについて職員間で丁寧に検討し合う。カリキュラムに沿って、日々の環境作りについても点検しながら継続して取り組んでいく。
			公立幼稚園	・人とのかかわりや人権・同和教育、ジェンダーの視点に立って教育課程の編成を行い、人権感覚や規範意識の芽生えを培えるように保育計画を推進した。 ・園生活や絵本・教材などに男の子だから、女の子だからと固定観念で決めつけたり、制約したりするような内容がないか見直しを行った。また、遊びの中で個の思いを尊重し、やりたいことを自由に楽しんだり選んだりできるようにし、一人一人のよさを認め合う場を大切にしてきた。	A	継続	・男女共同参画の視点に立って保育内容や教材の見直しをし、保育計画を作成する。 ・遊びの中で一人一人の思いを尊重し、子どもが自分で選択できる場や教材の準備をする。また、男女で決めつけたりせずに、やりたいことを自由に楽しんだり選んだりできるようにし、互いのよさを認め合う場を大切にしていく。
3	男女共同参画に対する保護者啓発	保護者会・学級分会や園行事等の場を活用して、研修・講座や資料の提供などを行い、保護者の意識向上や家庭における男女共同参画を推進します。	公立保育所	保護者会や家庭訪問の際、子育てに関して、女性差別の問題や男女の固定概念にとらわれないことの大切さを保護者と話し合った。講師を呼んで学習会を行い、誤った概念を持つことなく共同で協力し合って家庭生活、子育て、社会生活を進めていくことが必要であり大切であるということを学んだ。	B	継続	次年度も保護者会での学習会やクラス懇談会を中心に、家庭訪問での個別、具体的な話し合いも大切にしながら啓発を進めていく。
			公立幼稚園	・各幼稚園の保育参加や学級分会を通して、いじめや障がい者差別、男女差別など人権・同和教育について考える場を設けた。男女差別では、人権マップを使い、バスの運転手が女性であることを例にとり、男女で偏った職業観を持っていないか、自分の心の中に決めつけている部分はないか振り返る場をもち、男女共同参画の意識を持つことが大切なことを話し合った。	B	継続	・学級分会で、人権・同和教育について考え合う場を年間計画の中に位置づけ、家庭の中の仕事や子育ての男女共同参画について考え合うようにする。 ・コロナ感染対策のため、学級分会が少なくなる分、定期的な園便りや学年便りを通して男女共同参画について考えたり、意識を高める機会を設けていく。

## 主要課題2 施策の方向性(2) 学校における男女共同参画教育の推進

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	教職員の人権・同和教育研修での男女共同参画の推進	教職員に対して人権・同和教育研修会を開催し、その中で男女共同参画に関する意識啓発を行うことで、男女共同参画教育を推進します。	教務課 (学校教育課)	・管理職や教職員希望者に対し、人権・同和教育研修を開催し、同和問題や人権問題に対して意識啓発を行うことで、男女共同参画教育を推進した。(校長研修会、教頭研修会、新任者人権同和教育研修会) ・学校においても定期的に研修会を開催し、全教職員による共通理解と実践理解を深めた。	B	継続	職種や経験年数などに応じ、人権・同和教育研修会を開催し、性別による固定観念と結びついた態度や行動について、適切に指導できるよう認識を深める。教職員が多忙のため、研修回数の増については厳しい状況である。
			人権・同和教育課	○園長、校長研修会(書面で開催) ○副校長、教頭研修会(書面で開催) ○人権・同和教育担当者研修会 ○広報おごおりの人権・部落問題シリーズにおける啓発	B	継続	人権意識を問う中で、男女共同参画についても話を入れ、特に社会生活の中で男女がともに尊重していく世の中をつくるための啓発活動は行ってきたが単発的になっている。継続した取り組みをしたい。
2	学校教育における男女共同参画の推進	道徳の時間をはじめ、全教科・全領域において、児童生徒の男女共同参画意識及び人権意識の向上を図ります。また、全教育活動において、性別による役割分担にとらわれない指導内容や指導方法の充実に努めるとともに、一人ひとりの能力や適性・個性を生かせる進路指導を推進します。	教務課 (学校教育課)	男女共同参画教育推進の視点に立ち、男女混合名簿の様々な場面での活用や各教科・各領域で年間指導計画を基に学級担任や養護教諭の指導により男女共同参画教育を進めた。	B	継続	今後とも、人権尊重の視点に立った男女平等と自立を目指す教育を推進する。そのために全教育活動を通じて男女の協力や相互理解を深め、性別による役割分担に囚われることなく児童生徒の人間形成を図る。また、指導内容や指導方法の充実に努めるとともに、一人一人の能力や適性・個性を生かせる進路選択ができるように努める。
			人権・同和教育課	○学校訪問による指導・助言 ○校内研修における指導・助言 ○道徳授業の中での推進	B	継続	男女がともに尊重する態度を養い、その良さを活かす学校文化の創造をしてきた。まだその途上にあるので、さらに深化できるように指導・助言をしていきたい。
3	保護者への啓発	児童生徒の保護者に対し、PTA等を通じて男女共同参画に関する情報提供を行います。また、男女共同参画の視点に立った学校教育を行うことにより、児童生徒の姿を通して保護者への啓発につなげます。	教務課 (学校教育課)	学校行事等で男女混合名簿を作成・活用したり、授業参観時に男女共同参画の視点に立った授業を保護者に公開したりすることにより、児童・生徒の姿を通して保護者啓発を行っている。	B	継続	今後とも、男女共同参画の視点に立った教育の推進・充実に努め、児童・生徒の姿を通じた保護者啓発を継続する。

## 主要課題3 男女共同参画に関する社会教育の推進

## 施策の方向性(1) いつでも誰もが参加できる社会教育の推進

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	社会教育における男女共同参画の推進	講座やセミナー等を通じて女性の意識向上や能力開発に努めるとともに、各種講座等へ男女共同参画の視点を導入し、市民の意識啓発を図ります。	コミュニティ推進課	まちづくり講座「まち×ひとカフェ」を、ウェブ会議ツール「Zoom」を利用してオンラインで開催した。	A	継続	女性に限らず子育て・孫育てをしながらでも参加できる講座を充実させることで、いつでも誰もが参加できる社会教育を推進する。
			生涯学習課	コロナ禍により、予定していた女性対象の講座のうち3講座開催することができなかったが、実施した講座は、女性が様々な分野へ参画できるよう、講座内容の充実を図った。	A	継続	今後とも、女性が様々な分野に参画できるよう、女性対象の講座の充実を図っていく。
2	講座、講演会等事業における託児の実施	乳幼児をもつ人が各種講座や講演会等に参加しやすいよう、託児を実施するとともに、託児ボランティアの養成を行います。	生涯学習課	コロナ禍での託児についてスタッフに研修をし、保護者が子どもの心配をせず学びに専念できるように就園前の子どもの託児を行った。託児スタッフは登録されている託児ボランティアに依頼して取り組むことができた。(託児の人数 延べ79名)	A	継続	託児ボランティアに登録している方が少なくなってきたので、もっと広く呼びかけをし、人材を集める。
			子育て支援課	保護者が子どものことを心配をせず学びに専念できるように就園前の子どもの託児を行った。託児スタッフは、シルバー人材センターに依頼し取り組むことができた。	A	継続	講演時の託児を実施し、保護者が参加しやすいように取り組む。
3	社会教育関係者への男女共同参画に関する研修の推進	社会教育事業にたずさわるコミュニティセンター館長や自治公民館長、サークル関係者などの社会教育関係者に対し、男女共同参画に関する研修を案内し、参加を促進します。	コミュニティ推進課	コミュニティセンター館長及び自治公民館長については、福岡県公民館大会及び実践交流会等を通じ、地域における女性の活躍を含めた地域活性化について学習している(令和2年度は書面開催のため、各館長に冊子を配布した)。また、おごおり女性協議会の発行物をコミュニティセンターに設置し、来館者や利用者へ周知した。	B	継続	コミュニティセンター職員や自治公民館長、サークル関係者などの社会教育関係者に対し、男女共同参画に関する研修を案内し、参加を促進する。

## 主要課題4 国際的視野のもとでの男女共同参画の推進

## 施策の方向性(1) 国際理解の推進

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	外国人が安心して暮らせる多文化共生のまちづくりの推進	男女共同参画の視点を持って、市民の国際感覚や意識を育むとともに、外国人にとって住みよいまちづくりを進めるため、各種国際交流事業を推進します。また、冊子等を活用し、外国人への情報提供に努めます。	総務広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が国際理解を深める機会として、国際理解講座(講演会)を年間1回開催した。</li> <li>テーマ国：ベトナム</li> <li>・在住外国人のための日本語教室を、年間23回開催した。</li> <li>・市内に転入した外国人に対し、やさしい日本語版の「おごおりの生活ガイドブック」を作成した。</li> <li>・市ホームページ内にやさしい日本語を活用したページ「外国人のみなさんへ」を開設した。</li> <li>・多文化共生推進プラン策定に向けて、庁内連絡会議を行った。</li> </ul>	A	充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際理解講座、日本語教室を継続して開催する。</li> <li>・多文化共生推進プラン策定に向けて、庁内体制を整理する。</li> <li>・「おごおりの生活ガイドブック」を市内公共施設に設置し、ホームページからダウンロードできるようにする。</li> <li>・市ホームページ内に開設したページ「外国人のみなさんへ」を活用し、外国人向けの情報発信を充実させる。</li> </ul>

## 基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

## 主要課題1 人権の尊重

## 施策の方向性(1) 男女共同参画の視点での人権意識の啓発

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	人権教育・啓発の推進	「第2次小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づく人権教育・啓発の取組や、人権教育啓発センターの活用などを通じて市民の人権意識の向上を図り、女性差別を含めたあらゆる差別の解消をめざします。	人権・同和对策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権センターにて行っている「人権相談」が認知されるよう、毎月の市広報にて案内した。</li> <li>・人権週間にあわせて、人権啓発物品を配付したり、商業施設において啓発パネルを展示したりするなど、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を行った。</li> <li>・視聴覚教材リストを市内幼・保・小中高等学校、各コミュニティセンター等に配布し、情報提供を行った。</li> <li>・各団体の人権講演会へ講師を派遣・斡旋した。</li> </ul>	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の人権意識の向上を図るために、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、できる限りの取り組みを実施していく。</li> <li>・講演会の案内は市広報紙やポスター、チラシ等を活用し、できるだけ多くの人の目にとまるよう工夫が必要である。</li> <li>・講演会や公開講座の講師やテーマ、時間帯を熟考し、幅広い市民の参加を得られるように企画していくようにする。</li> <li>・人権センター通信や広報紙への記事内容は、市民が興味を持ったり身近に感じられるようなテーマ設定や構成を工夫し、更に市民や児童生徒の声（詩・標語・ポスター作品）を載せて、市民が興味を持てるように心がけたい。</li> <li>・人権パネルの展示等を通じて、時機に応じた人権課題について市民に分かりやすく啓発を行う。</li> </ul>
			人権・同和教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修会、学習会の実施、啓発冊子、パンフ等の配布</li> <li>○七夕人権考座の実施</li> <li>○不登校を考える学習会</li> <li>○啓発冊子「差別をなくすために」発行並びに市内全戸配布</li> <li>○広報おごおりへの「人権・部落問題シリーズ」の掲載</li> </ul>	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定した場所だけでなく市内各施設等で各種研修会・学習等を開催し、参加しやすい環境をつくる。市民の方に広く周知してもらうためのテーマ設定を検討していく。</li> </ul>

## 主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

## 施策の方向性(1) 暴力の防止に向けての啓発

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	暴力根絶に向けての啓発事業	広報紙やセミナー等を活用し、DV防止に向けた啓発や、DV防止法及びストーカー規制法等の関係法令の周知を行い、暴力の未然防止、根絶につなげます。	総務広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報「女と男パートナーシップ」11月号で、ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた啓発を行った。また、毎月1日号で、おごおり女性ホットラインの周知を行った。</li> <li>・市ホームページの暴力防止の啓発記事を更新した。</li> <li>・市SNSを活用し、相談窓口の周知を行った。</li> </ul>	A	充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令の周知について、広報「Gender Equality～今とこれからの輝いて生きる～」を活用するなど、周知の方法や内容について検討する。</li> <li>・市ホームページやSNSを活用して、暴力防止の啓発と相談窓口の紹介を継続して行う。</li> </ul>
			子育て支援課	窓口や要保護児童対策地域協議会において、DV防止についてのポスター掲示、チラシ配布などで周知した。	A	充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、チラシ、ポスター掲示により周知に努める。</li> </ul>
2	セクシュアル・ハラスメントの防止と救済	職場や地域社会、学校等あらゆる場面でのセクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者救済に向けて、広報紙を通じた啓発や関係機関への働きかけを行います。	総務広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメントを含む様々な悩みに対応する相談窓口を広報紙に掲載した。</li> </ul>	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報「Gender Equality～今とこれからの輝いて生きる～」や市ホームページを活用し、セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を継続して行う。</li> <li>・被害を受けたときの対応や救済のための相談窓口についても、内容を工夫し啓発を行っていく。</li> </ul>
			教務課（学校教育課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシュアル・ハラスメントの防止等綱紀の厳正な保持に関する通知文書を学校長へ配布し、指導を行った。</li> <li>・不祥事防止のためのチェックリストを活用し、教職員への啓発を行った。</li> </ul>	B	継続	セクシャルハラスメントの防止等について、適切な対応をとるため県教育委員会と協力して未然防止の取り組みを進める。
3	若年層への啓発	福岡県等と連携し、若年層への男女共同参画啓発活動を推進し、暴力を容認しない意識の醸成を図ります。	総務広報課	成人式に出席した新成人に対し、デートDV防止のための啓発リーフレットを作成し配布した。	B	継続	県などと連携し、幅広く啓発していくため、啓発の有効な手法等について検討していく。
			教務課（学校教育課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校では人権・同和教育と関連付けながら学習を行った。</li> <li>・県教育委員会が作成したパンフレット等を活用した。</li> </ul>	B	継続	県の講師派遣事業等を有効活用し、更なる啓発を行っていく。
4	ドメスティック・バイオレンスの実態の把握	ホットライン受託団体との情報交換や市役所への相談などで傾向を把握します。第3次計画策定の際に実施する市民意識調査にDVに関する設問を設定するなど、DVの実態を把握します。	総務広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は市民意識調査を実施していないが、次回の市民意識調査に備え、近隣市町村の情報を収集した。</li> <li>・ホットライン受託団体との情報交換や市役所への相談などで傾向を把握している。</li> </ul>	B	充実	ホットライン受託団体との意見交換や庁内関係部署との連携などにより実態把握に努める。

## 主要課題2 施策の方向性(2) 被害者支援体制の整備

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	被害者の自立支援	市の母子・父子自立支援員によって貸付、就労等の相談に応じる中でDVについて相談があった場合、関係機関と連携のもと被害者の自立支援につなげます。	子育て支援課	子のいる世帯におけるDV等の相談があった場合、配偶者暴力相談支援センターや警察と連携し、被害者の自立支援を行った。状況によっては、一時保護につなげ、必要に応じて母子生活支援施設への入所措置等を行い、DV等被害者の支援、自立に向けた指導を行った。	A	継続	・配偶者暴力相談支援センター、警察と連携しDV被害者の支援、ひとり親サポートセンターと連携し自立に向けた支援を行う。また、子の安全確保のために関係機関と連携する。 ・母子・父子自立支援員は、研修会へ参加し相談のスキルをアップし、相談の充実を図る。
2	おごおり女性ホットラインの活用	「おごおり女性ホットライン」によって、暴力をはじめとするさまざまな悩みに対し電話相談を実施します。	総務広報課	・ホットライン相談件数（令和2年度） 運営6自治体計：262件（うちDVに関する相談：54件） うち小郡市：51件（うちDVに関する相談：22件） ・ホットライン受託団体と、意見交換・情報交換を行っている。	B	継続	前年度より相談件数が増加した。約半数が新規の相談であるため、継続してホットラインの周知を行う。
3	被害者の保護	福岡県配偶者暴力相談支援センター等と連携のもと、一時保護や母子生活支援施設への入所措置等を行い、DV被害者等への支援を行います。	総務広報課	・市の母子・父子自立支援員や県配偶者暴力相談支援センターの婦人相談員、その他関係機関と連携して、DV被害者等への支援を行った。 ・総務広報課への年間相談件数は23件。	B	継続	DV被害者の意向や状況も踏まえ、母子・父子自立支援員や配偶者暴力相談支援センターなどとの連携を密にして取り組む。
			子育て支援課	DV、ストーカー、虐待等の相談があった場合、配偶者暴力相談支援センターや警察と連携し、状況によっては、一時保護につなげることができた。その後、必要に応じて、母子生活支援施設への入所措置等を行い、被害者の支援、自立に向けた指導を行った。母子・父子自立支援員が受けたDVに関する相談は、32回（実件数3件）だった。	A	継続	・配偶者暴力相談支援センターや警察と連携し、DV等被害者の支援、自立に向けた指導を行っていく。 ・チラシ等を配布し、相談窓口の周知を図る。
4	周辺地域の関係機関等との連携強化	「福岡県配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」等の関係機関との連携を図りながら、配偶者等からの暴力防止に対処します。	総務広報課	・「福岡県配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」（書面開催）により関係機関との連携体制を確認した。 ・「おごおり女性ホットライン」受託業者から年間報告を受け、相談傾向などを把握した。	B	充実	県や周辺自治体など関係機関とDVの実態や対応、連携について情報共有に努める。
5	庁内連携体制の充実	庁内各課と連携を強化し、情報共有や対応体制の整備など、被害者への適切な支援を行います。	全庁	・DV被害者等支援庁内連絡会を1回開催し、連携体制について確認し研修を行った。 ・前年度作成した「DV被害者支援対応マニュアル」を運用し、対応状況に合わせて内容を修正した。 ・被害者から相談を受ける中で、内容に応じ庁内関係各課と連携し適切な支援に努めた。	B	継続	・DVに関する対応の仕方や「DV被害者支援対応マニュアル」などについて、関係各課と協議し、適切な支援を行う。 ・DV被害者に関する情報共有の手法について、整理していく。
6	関係機関・団体等との連携による被害者の早期発見	医療関係者や民生委員・児童委員、保育・教育関係者など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関・団体等に対し、DV防止法や相談窓口などを周知し、連携を深め、被害者の早期発見を図ります。	総務広報課	・広報紙やホームページ、SNSを活用し、被害者に対して相談を促すとともに相談窓口を周知した。 ・必要に応じて、警察などの関係機関と連携した。	B	充実	DVを発見しやすい立場にある機関・団体等との新たな連携の構築などにより、被害者の早期発見につなげていく。
			子育て支援課	・広報などを通じ、相談窓口について周知した。 ・警察、配偶者暴力相談支援センターと連携を取り、被害者の早期発見に努めた。	B	継続	・広報などで相談窓口を周知し、被害者の早期発見を図る。

## 基本目標3 ともにいいきと働き、支え合う社会づくり

## 主要課題1 男女共同参画の視点に立った労働環境の整備

## 施策の方向性(1) セクシュアル・ハラスメント等の防止

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの防止に向けた啓発・情報提供を行います。	商工・企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会、観光協会を含めた企業内同和問題研修推進委員会会員に対して市内や市外で開催される研修会・講演会等の情報提供を行った。</li> <li>・企業内同和問題研修推進委員会においては、コロナ禍で会員を集めた講演会が実施できない中で、「統一応募用紙が導く人権文化の創造」「“CSR”で意識が変わる企業は伸びる」「“CSR”で見えてくる明るい明日」を送付し、人権啓発を行った。</li> </ul>	B	継続	引き続き商工会を含めた企業内同和問題研修推進委員会の会員に対して市内外で開催される研修会・講演会の情報提供を行っていく。 また、国、県から情報提供があった際には、広報紙やホームページを通じ、広く市民に周知する。
2	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメント防止の基本指針、要綱に基づき、防止策を講じるとともに、相談員による相談支援を行います。	人事法制課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の制定に伴い、セクシュアル・ハラスメント防止の基本指針及び要綱を廃止し、ハラスメント全般についての基本指針及び要綱を制定した。</li> <li>・ハラスメント全般に関し、相談員、苦情処理委員会委員、部長級職員を対象に研修を行った。</li> <li>・相談窓口として、6名の相談員を設置し、相談等のうち処理を依頼された事案については苦情処理委員会(9名)にてその措置を審議することとしている。</li> <li>・令和2年度のセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数は0件であった。職員への啓発や制度の周知、相談時の対応方法の確立が課題である。</li> </ul>	A	継続	職員への啓発や制度の周知を進めていく必要がある。 また、相談員が職員の相談に適切に対応できるよう、研修の受講等を進めていく。

## 主要課題1 施策の方向性(2) 誰もが働きやすい労働環境づくり

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	男女が働き続ける条件整備	仕事と家庭の両立を支援するとともに、結婚や出産等に関わらず職員誰もが働き続けることができるよう、各種休業・休暇の取得促進をはじめとする勤務環境の整備充実を図ります。「小郡市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、男性職員の出産補助休暇を取得する割合を100%、育児休業取得率を20%以上と	人事法制課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の休暇制度等の充実に努めた。</li> <li>・男性職員の出産補助休暇の平均取得日数は令和元年度2.5日から令和2年度3.5日と増加しており、取得率も91.7%から100%と増加している。また、男性職員の育児休業取得率は、令和元年度8.3%から令和2年度25.0%と増加している。さらに休暇を取得しやすい職場環境の整備を進めるため、職員への計画や制度の周知が課題である。</li> </ul>	A	継続	第2期小郡市職員次世代育成支援行動計画前期計画及び小郡市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の検証を行った上で、次期計画を策定し、引き続き、男性職員の出産補助休暇取得率及び男性職員の育児休業取得率を高める。
	数値目標	男性職員の出産補助休暇取得割合100% 育児休業取得率 20%以上		実績値 出産補助休暇の取得割合 100.0% 育児休業取得率 25.0%			
2	市内事業所への啓発	国、県と連携のもと、市内事業所に対して、女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス、育児休業・介護休業制度、労働基準法など男女共同参画及び労働に関する情報提供及び啓発を行います。また、広報紙やホームページ等を通じて、労働者等に対する相談先の周知を行います。	商工・企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者に対し、国、県と連携のもと、広報紙やホームページ等を通じて、各種情報提供及び啓発を行った。</li> <li>・労働者に対し、広報紙やホームページ等を通じて、相談先の周知を行った。</li> <li>・福岡県をはじめとする関係機関と連携して、地区別労働相談会等を行った。</li> </ul>	B	継続	引き続き、市内事業者に対し、国、県と連携のもと、広報紙やホームページ等を通じて、またセミナーや説明会等の開催を通して各種情報提供及び啓発を行っていく。また、労働者に対し、広報紙やホームページ等を通じて、相談先の周知を行っていく。
			総務広報課	国、県の研修等について、広報紙やホームページを通じて周知した。	B	継続	継続して、国、県の研修等を、広報紙やホームページを通じて周知する。
3	求職者の能力開発・再就職支援	求職者の能力開発や技術取得による就職支援の一つとして、パソコン講座を開催します。また、妊娠や出産、育児等の理由でいったん退職した人を対象として、女性再チャレンジ講座の実施や、県等が主催するセミナー等の情報提供を行います。	商工・企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、サポートセンター及び近隣市町等と連携して、求職者の就職支援として「就職活動実践セミナー&amp;個別就職相談」や「労働相談会」「セカンドキャリア応援セミナー」を実施した。</li> <li>・県等が主催するセミナー等の情報提供を広報等で行った。</li> </ul>	B	継続	引き続き、県、サポートセンター及び近隣市町等と連携して、求職者の就職支援につながるセミナー等を行っていく。また、県等が主催するセミナー等の情報提供を広報等で行っていく。
			生涯学習課	女性再チャレンジ支援事業として5講座を開催。(延べ524名参加) おうち起業応援講座ではワンダーショップを開いたり、コロナ禍でニーズが高いZoom講座を実施し、社会活動や地域活動に再び参加できるような内容で好評だった。	A	継続	ファイナンシャルプランナー3級の取得をめざす資格取得講座やおうち起業応援講座など、ニーズが高い講座が多いので、引き続き求職者の就職支援を行っていく。

4	女性への起業支援	新規創業にかかる費用の一部を補助するなど取組を進めるとともに、創業支援事業計画に基づき商工会・日本政策金融公庫と連携した支援を行います。また、福岡県や財団法人中小企業振興センターなどと連携のもと、起業講座などの情報を提供します。	商工・企業立地課	創業ワンストップ相談窓口の利用者に対して創業に関する情報提供を行ったほか、例年同様に福岡県や市他部署が開催する女性向けの起業講座などの情報提供を関係機関等で実施した。	B	継続	引き続き、創業ワンストップ窓口での創業に関する情報提供、また福岡県や市他部署が開催する女性向けの起業講座などの情報提供を関係機関等で継続的に実施していく。
5	労働教育の推進	誰もが働きやすい環境で働き続けることができるよう、労働者の基本的な権利や関係法令、制度等に関する知識を習得するための啓発及び相談窓口の情報提供を行います。	商工・企業立地課	県等関係機関が主催する講座、相談会や労働者の基本的な権利や関係法令、制度等に関して市報での情報提供や市情報プラザにチラシを設置した。	B	継続	引き続き、県等関係機関が主催する講座や労働者の基本的な権利や関係法令、制度等に関するチラシを配架することにより情報提供を行っていく。

主要課題1 施策の方向性(3) 農業で働く人たちの労働条件の改善

	具体的施策	内容	令和2年度実施状況			次年度に向けて	
			実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み	
1	農村における男女共同参画の啓発	農業者を対象とした研修会やイベント等において、男女の農業者の能力向上や農業者間の情報交換、男女共同参画に関する啓発を行い、農業における男女共同参画の意識づくりに努めます。	農業振興課	新型コロナウイルスによる影響により、事業未実施。	D	継続	開催に向け、実施内容等を見直していく。
2	家族経営協定の推進	認定農業者の再認定時などを活用して家族経営協定の趣旨やメリット等の説明を行い、認定農業者数に占める家族経営協定締結数の割合が25.0%以上になるようその締結を推進します。(平成29年度23.7%)	農業振興課	認定農業者の再認定や青年就農給付金の夫婦受給の折に呼びかけをしたり、家族に家族経営協定の具体的な趣旨、メリット等を説明して、協定の締結を農業委員会事務局と連携し進めた。	D	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者やその家族に家族経営協定の具体的な内容、制度を再度紹介し理解を得ることで、協定の締結を推進する。農業委員会と連携して、制度のメリット等を説明し、協定締結の促進を図る。</li> <li>引き続き、認定農業者のみではなく認定新規就農者、配偶者や家族を含めての研修会を開催し、啓発に努める。</li> </ul>
	数値目標	認定農業者数に占める家族経営協定締結数の割合 25.0%以上		実績値 13.0%			
3	農業従事者の能力向上支援	女性農業者が中心となり運営している直売所等が実施する講習会、先進地視察等の支援を行うとともに、農業者へのパソコン講座を実施するなど、農業に従事している男女の能力向上を支援します。	農業振興課	女性農林漁業者の起業活動支援事業に係る研修会（県主催）について、意欲的な女性農業者に周知を行い、参加を誘導した。	B	継続	新型コロナウイルスによる影響で未実施となったものについては、開催に向け実施内容等を見直していく。また、県等主催の講習会等について適切な周知を行う。
4	農村女性リーダーの育成と支援	意欲的に農業に取り組む女性を、女性農村アドバイザー等に推薦し、研修会等を通じてリーダーとしての育成を行います。	農業振興課	新型コロナウイルスによる影響により、事業未実施。	D	継続	小郡市の女性農村アドバイザーは久留米地域の農村女性研修会に積極的に参加し、OBのアドバイザーと共に意見交換会等も行っている。しかし、新型コロナウイルスの影響により、研修会を開催することができなかった。次年度は開催に向け、実施内容等を見直していく。

主要課題2 ともに支えあう子育て・介護の実現  
 施策の方向性(1) 男性の育児等への参画促進

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	男性の家事等や地域活動への参画の推進	料理教室等を開催し、男性の生活力の向上及び家事等や地域活動への参画を促進します。	生涯学習課	主催事業の「男の料理教室」は8回を予定していたが、コロナ禍により6回の開催。家事等への積極的な参画を促した。	A	継続	2年度については料理を作って試食はせず、持って帰るという形をとった。3年度についても同様の形になるが、材料の下ごしらえや後片付け等、生活力の向上に向けて啓発を強化していく。
			コミュニティ推進課	男性の家事・育児への参画を促すため、コミュニティセンターで男性向け料理教室を開催した。また、男性向け料理教室の参加者が立ち上げた、男性の料理サークルの運営支援を行った。	A	継続	引き続き、男性の生活力の向上及び家事等や地域活動への参画につながるような主催事業を開催する。また、主催事業の参加者が、さらなる生活力の向上をめざせるよう、自主的なサークル活動も支援する。
2	男性への子育て・家庭教育支援	父親・男性が参加しやすい子育て及び家庭教育に関する学習会等を開催し、男性の育児等への積極的な参画につなげます。	子ども育成課	家庭教育学級「織姫☆彗星キャンパス」において、父親向け講座を2回実施した。9/27は6組17名、10/11は9組24名の参加があった。	B	継続	引き続き、参加が見込める日曜日に2回開催し、男性の育児等への参画を推進する。

主要課題2 施策の方向性(2) 子育て支援の充実

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	子育て支援事業の充実	子育て支援センターやつどいの広場「ぼかぼか」の充実をはじめ、シルバー人材センターにおけるシルバーママサービスの活用や、ファミリーサポートセンターについて検討を行う等、地域における子育て支援の充実に努めます。	子育て支援課	・子育て支援センター4か所（大崎保育所、味坂保育園、三国が丘保育園、すばる保育園内）、つどいの広場「ぼかぼか」（東野コミュニティセンター）において新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとりながら事業を実施した。 ・ファミリーサポートセンターについては、シルバー人材センターに委託し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとりながら事業を実施した。	A	継続	子育て支援センター、つどいの広場「ぼかぼか」において新型コロナウイルス感染拡大防止活動を行う。通信アプリサービスを活用し、情報提供に努め、オンライン子育て相談を実施する。
			保育所・幼稚園課	・保育所・幼稚園課窓口において2名の子育て支援コンシェルジュを配置し、子どもと保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を行った。	A	継続	日々多様化する子育てニーズに対し情報提供や相談を行う支援体制は今後も重要であり、継続して事業を行っていく。
2	子育てに関する相談体制の充実	子ども総合相談センターの職員と子育て支援センター、つどいの広場「ぼかぼか」等における相談を通じて、子育てに関する相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	家庭児童相談員、各支援センター、つどいの広場「ぼかぼか」のほか、各保育所（園）においても子育てに関する相談を受けた。家庭相談員の3名体制を継続した。	A	継続	家庭相談員や子育て支援センター、つどいの広場「ぼかぼか」等における相談を通じて、子育てに関する相談体制の充実を図る。家庭児童相談室、母子・父子自立支援員およびつどいの広場などのリーフレットを配布し、相談窓口の周知に努める。

3	多様な保育サービスの提供	延長保育や一時預かり保育、病児・病後児保育、放課後児童健全育成事業など、さまざまなニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。	保育所・幼稚園課	・延長保育は公私立15園中12園で行った。延長保育をしていない3園中1園は、通常保育として延長保育の時間帯も保育している。 ・一時預かり保育は、味坂保育園、城山保育園で実施。	B	継続	一時預かり保育について引き続き実施する。また、令和3年度より1園については延長保育を開始する。
			子育て支援課	・病児・病後児の保育については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとりながら社会福祉法人こぐま福祉会、まどかチャイルドケアセンターに委託し実施した。	B	継続	新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとりながら、病児・病後児保育を実施する。
			子ども育成課	・放課後児童健全育成事業は、公設民営で19学童保育所で実施。 施設整備を行い、受入ニーズの拡大に対応した。	B	継続	放課後児童健全育成事業について、引き続き実施する。
4	子育て連絡会の充実	母子保健の充実を目的に子育てに関わる組織で構成する「子育て連絡会」の機能を強化し、統合した情報誌の発行のほか、事業内容の情報交換、企画調整を行い、より多面的な施策を市民に提供します。	子育て支援課	・新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要に応じて会議を行い、関係課と情報交換し、連携を図った。子育て支援ガイド（冊子）を作成した。	B	充実	子育て支援ガイド（冊子）を作成する。

## 主要課題2 施策の方向性(3) 介護支援の充実

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	介護保険事業・高齢者福祉サービスの周知と介護負担の軽減	「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく各種サービスの提供や、それらに関する情報提供を行うことで、介護が必要な家庭の負担軽減を図ります。	長寿支援課	・パンフレットや市ホームページを活用しての情報提供。 ・介護用品（紙おむつ等）の支給。 ・介護する方の相談できる場として、「笑顔のつどい」（全10回）を実施。フリートークで家族を介護する悩みについて、お互いに経験談に基づいて相談しあいながら、精神的介護負担の軽減を図るだけでなく、介護について勉強もできる場を設けた。	B	見直し	・介護用品（紙おむつ）の支給については、介護者の負担軽減の観点からも事業の継続を行うが、国通知及び地域支援事業の実施要綱に従い、必要に応じて、事業の見直しを行う。
2	介護者への啓発	性別に関わらず誰もが介護の担い手となることができるよう、また、介護負担がどちらか一方に偏ることがないように、男女共同参画の視点を持ちながら介護者への啓発・情報提供を行います。	長寿支援課	・認知症サポーター養成講座を実施。（13回実施、643名参加） ・介護保険制度や介護予防など介護全般に関することについて、地域等の各種団体に出前講座を実施。（2回実施 38名参加）	B	継続	・市内小学校で認知症サポーター養成講座を実施し、高齢者への理解を深める教育を推進。次年度も引き続き取り組んでいく。 ・認知症市民啓発講演会については削除 ・認知症ガイドブック（認知症ケアパス）などの各種広報媒体を用いた周知啓発活動を実施していく。

## 主要課題3 多様な家族への支援

## 施策の方向性(1) ひとり親家庭等への支援

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	ひとり親家庭等への経済的支援	ひとり親家庭等医療や児童扶養手当、その他給付金等の制度の周知を行い、支給によってひとり親家庭等の経済的自立を支援します。	子ども育成課	子育て連絡会の際など、事業の周知を行っている。住民票の異動時や相談の際、福祉のしおり等を配布し、ひとり親家庭の制度について説明を行っている。児童扶養手当の申請や更新時には、ひとり親センター主催の講座など、就業の案内を行っている。 令和元年度までの取り組みを維持し、子育て連絡会や教育委員会等との協力・連携をととして、制度の周知に努めた。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けたひとり親世帯への経済的支援として、ひとり親家庭等への臨時特別給付金（市独自）、ひとり親世帯臨時徳区別給付金（国）を給付した。	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉のしおり等を、相談時や児童扶養手当の申請・更新の時に配り、児童扶養手当、その他給付金等の制度の周知を行う。</li> <li>広報紙による周知も行う。</li> <li>子ども医療についても、お知らせしていく。</li> <li>子育て支援課との連携</li> <li>今後も継続した取り組みを実施していく。</li> </ul> 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い低所得のひとり親世帯に対し、生活支援を行うため子育て世帯生活支援特別給付金（国）を支給する。
2	母子・父子自立支援	市の母子・父子自立支援員によって貸付、就労等の相談に応じ、関係機関と連携のもと相談者の自立支援につなげます。	子育て支援課	相談を受ける際、貸付やひとり親支援制度の案内、公共職業安定所等の情報提供、ひとり親サポートセンターの紹介を行い、自立支援に努めた。	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス関連の情報を整理して相談の際に周知する。</li> <li>就労や資格取得、貸付などの必要な情報提供を行うことで、相談者の就労に結びつける。</li> <li>希望者には北筑後保健保健福祉事務所の貸付等を紹介し、利用につなげる。</li> <li>福祉のしおりを面接時に配布し、ひとり親の制度について説明する。</li> </ul>
3	ひとり親家庭等日常生活支援業務	ひとり親家庭等に対して家庭介護人を派遣し、子どもの送り迎えや、親が帰宅するまでの保育及び家事の援助などを行うことで、ひとり親家庭等の支援を行います。	子育て支援課	母子寡婦福祉会を通じて周知した。	C	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染防止対策を図りながら実施する。</li> </ul>

## 基本目標4 ともに健康で安心して暮らせる環境づくり

## 主要課題1 生涯を通じた健康支援

## 施策の方向性(1) 互いの性と生命の尊重と自己決定についての啓発と支援

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	出産、育児に関する健康教育の充実	「ようこそ赤ちゃん教室」などにおいて、妊娠や出産、育児に関する学習会を実施するとともに、男性の育児参加についても促進します。	健康課	ようこそ赤ちゃん教室を毎月2回、年19回開催した。※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4回中止した。 参加者167人中、男性の参加は58人だった。	B	継続	「ようこそ赤ちゃん教室」を4回1クールで実施。第2回目は日曜日に実施し、妊婦ジャケットを使つての父親の妊婦体験や沐浴実習、子育てについての講話を行い、妊娠期からの男性の育児参加を進めている。産婦人科での両親学級内容や市民のニーズを把握し、実施内容を検討していく。
2	出産、育児に関する相談の充実	総合保健福祉センター「あすてらす」内での健康相談や、妊産婦・新生児訪問により、妊娠・出産・育児に関する相談の充実を図ります。	健康課	・妊娠・出産・育児に関する相談は、あすてらす内の相談室で保健師が相談に応じている。令和2年度の母子健康手帳発行件数は354件。 ・妊産婦・新生児訪問は、妊婦6件、産婦364件、乳児は367件。 ・訪問指導は、小郡市が依頼した助産師・保健師及び看護師の専門職が実施している。 ・H30年1月から産後ケア事業を開始。令和2年度は延118件利用あり。	B	継続	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行っていく。母子健康手帳発行時の「妊婦さんサポートアンケート」や保健師による面接から支援が必要な妊婦を把握し、必要に応じて支援プランの策定を行う。関係各課と連携し、必要な支援を継続的に実施していく。継続支援が必要な妊婦への訪問も取り組んでいく。
3	性教育の充実	児童生徒が発達段階に応じて、性に関する正しい知識を身に付けることができるよう、学校における性教育の充実に努めます。 また、乳幼児とのふれあい体験等を通じて、児童生徒が命や子育ての大切さについて学ぶ機会の充実を図ります。	教務課 (学校教育課)	・それぞれの発達段階に応じた性に関する教育について年間指導計画を作成し、心身の発達に応じた指導を行い、養護教諭やG T (ゲスト・ティーチャー) を活用した授業を実施した。	B	継続	発達段階に応じた指導計画に基づき、情報化社会の中で自他を大切にする気持ちを育てる教育の推進を行い、各学校において取り組んでいく。
			健康課	市内中学校、生涯学習課と合同で「思春期ふれあい体験学習」実施。令和2年度も小郡中学校3年生を対象に事前学習を2回実施した。中学生187人が参加。 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため乳幼児健診での乳幼児とのふれあい体験は中止したが、乳幼児の写真を見てもらったり、赤ちゃん人形のお世話をすることで、乳幼児のイメージが掴めるよう配慮した。	B	継続	「命の大切さ」や「子育ての大切さ」について学ぶことができている。また事前学習の際にはリーフレットを使用し「命の大切さ」に絡め性教育を行った。乳幼児とのふれあい体験を市内の中学校に広めていくにあたり、乳幼児健診だけの対応は困難であり、体験ができる場所の検討が必要である。関係課と協議し、事業を継続していく。

## 主要課題1 施策の方向性(2) 生涯を通じた健康支援

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	性別に応じた健康づくりの啓発	生涯を通じた主体的な健康管理のために、男女それぞれの性別特有の疾病や健康上の問題について、受診率、健康診査結果などを参考にしながら、啓発や教育・指導を行います。	国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診しやすい環境整備等を行い、受診者の利便性向上に努めた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛の影響もあり、特定健診の受診率は低迷した。</li> </ul>	C	充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診勧奨について、AIによる未受診者の分類を行い、その分類に応じた勧奨を行うことで受診率の向上を目指す。</li> </ul>
			健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診率は、男性34.5%、女性42.4%であった。</li> <li>・男性126名、女性102名へ、健診結果を元に特定保健指導を実施した。</li> <li>・若年期からの生活習慣病予防を推進するため、40歳未満の人についても特定健康診査に準じた健康診査・保健指導を実施した。</li> <li>・30歳代女性に向けた乳がん自己検診啓発事業を実施。</li> <li>・婦人がん（子宮・乳）検診の受診率は子宮：26.1%、乳：22.1%となった。</li> </ul>	B	充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診を受診しやすい環境の整備や受診勧奨により特定健診や若年者健診、がん検診の受診率向上を目指す。</li> <li>・医療機関やかかりつけ医と協力して、保健指導の充実を図る。</li> </ul>
2	健康相談の内容充実	総合保健福祉センター「あすてらす」での健康相談を通じて、性別、年齢を問わず、すべての人が気軽に相談できる環境づくりに努めます。	健康課	総合保健福祉センター「あすてらす」や大原校区公民館の健康相談室で、保健師が健康管理や疾病予防に関する来所・電話相談等に対応している。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時中止した（令和2年度の健康相談は124件だった。）	B	継続	市民に健康相談室を広く知っていただくために、広報、ホームページ等を通じて広く市民に周知していき気軽に利用していただけるようにする。

## 主要課題2 高齢者・障がい者の社会参加への支援

## 施策の方向性(1) 高齢者・障がい者の生活に対する支援

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	高齢者福祉施策の推進	高齢であることに加え性別によって複合的に困難な状況に置かれることがないよう、男女共同参画の視点を持ちながら、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき各種サービスを提供し、高齢者の生活や社会参加を支援します。	長寿支援課	(生活の支援) ・配食サービス・軽度生活援助・寝具洗濯乾燥消毒・訪問理美容・緊急通報システム ・徘徊高齢者 SOS ネットワークシステム ・おごおりすみよか事業 (社会参加の支援) ・生きがい活動支援通所サービス ・老人クラブへの支援・シルバー人材センターへの支援	B	見直し	利用者のニーズに合ったサービスが提供できるように、事業の内容等、見直しを行う。
2	障がい者福祉施策の推進	障がいがあることに加え性別によって複合的に困難な状況に置かれることがないよう、男女共同参画の視点を持ちながら、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき各種サービスを提供し、障がい者の生活や社会参加を支援します。	福祉課	・地域生活支援拠点等事業の整備に向けて、事業所向けに説明を行った。 ・災害時の避難行動要支援者台帳を整備し、地域の自主防災組織と見守りについて依頼した。	A	継続	・第3期小郡市障がい者計画及び、第6期小郡市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の推進に取り組み、進捗管理を行う。

基本目標5 とともに参画するまちづくり  
 主要課題1 女性の参画・登用の推進  
 施策の方向性(1) 女性リーダーの育成

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	女性リーダーの養成	県や国などが行う地域や職場でリーダーを目指す女性を対象とした研修への参加を促すことにより、男女共同参画の視点を持ったリーダーを育成します。	総務広報課	・県内の男女共同参画センターが行う講座について、広報紙、ホームページ、市役所本館1階に設置した情報ラックなどで案内した。	B	継続	・広報紙やホームページなど広く周知を行うことで、県の研修事業や講座への参加を促していく。
2	女性団体等への支援	おごおり女性協会をはじめとする女性団体等、男女共同参画社会実現に向けて活動している団体に対する支援を行い、地域のリーダーとしての育成を図ります。	総務広報課	・おごおり女性協会の活動に対し、補助金を交付した。例年開催する「おごおりフォーラム」(講演会)の代替事業である情報紙発行に連携して取り組んだ。内容はコロナ禍におけるアンガーマネジメントや男女共同参画視点の防災。	B	継続	・おごおり女性協会が地域に対して行う啓発活動を支援する。また、委員が高齢化・固定化されている課題を解決するため、連携して取り組む。 ・他の女性団体や男女共同参画社会実現に向けて活動している団体に対する支援のあり方を検討していく。
3	政治学級の充実拡充	政治学級を通じて暮らしと政治の結びつきについて学び、有権者意識を高めるとともに、政治参画意識の向上を図ります。	選挙管理委員会	政治学級の学習会を「みどり学級」5回、「青空学級」6回開催した。内容は選挙、地域包括支援センター業務、マイナンバー制度、防災など。	B	継続	定例の学習会への参加率の向上、小郡三井地区選挙啓発協議会主催の研修会等への参加も推進していく。また、学級の自主運営を進め、新しい学級生の加入を促進するとともに、地域社会の中心的役割を担う人材やグループとして成長するように取り組んでいく。

主要課題1 施策の方向性(2) 政策・方針決定の場への参画促進

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	審議会等委員への女性の登用の推進	政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、あらゆる分野に女性の意見を反映させるため、委員に占める女性の割合が40.0%以上になるよう、審議会等委員への女性のさらなる登用を推進します。(平成30年4月1日現在、32.3%)	全庁	・登用状況を把握するにあたり、現状、課題を確認した。 ・「男女共同参画推進本部」「男女共同参画推進幹事会」等において、女性登用について周知した。 ・「政策決定に男女の声を」というスローガンを掲げ、職員の意識啓発を図った。 ・改選を控えた審議会等の担当部署に個別に働きかけた。	C	充実	・選出依頼を行う団体に女性が少ない、役職者に女性が少ないといったことから、女性委員が選出されにくい状況にある。 ・全庁的な取組につなげていくためにも、「男女共同参画推進本部」や「男女共同参画推進幹事会」において、さらなる女性登用推進の周知を図る。
	数値目標	審議会等委員に占める女性の割合40.0%以上		実績値 33.0% (令和3年4月1日現在)			
2	女性の参画・登用の推進	市職員に対する職務・管理職登用において、研修への参加を推進するとともに、その能力に応じて積極的な女性の登用を図り、管理職に占める女性の割合が25.0%以上になるよう推進します。(平成30年4月1日現在、20.0%)	人事法制課	管理職への女性職員登用については、人事異動によって積極的な配置に努めた。	A	継続	小郡市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の検証を行った上で、次期計画を策定し、引き続き、管理的地位にある職員に占める女性割合を高める。
	数値目標	市職員管理職に占める女性の割合25.0%以上		実績値 29.8% (令和3年4月1日現在)			

3	農業委員への女性の積極的登用	農業分野における男女の平等な参画を促進するため、農業委員への女性の積極的登用を図り、農業委員に占める女性の割合が30%以上になるよう推進します。 (平成30年7月15日現在、17.4%)	農業委員会	委員の公募に係る関係団体等への説明会において、女性の参画の重要性について周知を行った。	D	継続	令和3年度に予定している委員選出の際には、推薦・公募を実施し、女性も積極的に登用する必要があるので、関係団体等に対し女性の参画について周知を図っていく。
	数値目標	農業委員に占める女性の割合30%以上		実績値 14.3% (令和3年4月1日現在)			
4	審議会や委員会等の委員への支援	登用された女性委員が、積極的に会議に参加できるよう、男女共同参画に関する意識啓発や研修会等の案内を行います。	総務広報課	新型コロナウイルスの影響により、研修会等が開催されず女性委員への働きかけはできていない。	D	充実	啓発資料の配布や他自治体の研修会の案内など、幅広く意識啓発や情報提供を行う。

## 主要課題1 施策の方向性(3) 地域での男女共同参画の促進

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	地域における男女共同参画の意識の啓発	コミュニティセンターにおいて男女共同参画に関する講座やセミナーを開催するとともに、その受講生が学んだ知識を活かすシステムをつくることで、地域における男女共同参画意識の向上を図ります。	コミュニティ推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティセンターの主催講座として、女性向けセミナーを定期的に開催。参加者が家庭や地域のさまざまな分野で活動できるような知識・体験講座を展開した(味坂5名・立石165名・のぞみ54名・三国37名・小郡50名・東野126名・大原94名・いずれものべ人数)。</li> <li>・コミュニティセンターの主催講座では、内容に応じて大人向け講座でも子どもを連れて参加できること、子どもから大人まで幅広い年代を対象に開催することを募集時に明記した。</li> <li>・男性の家事・育児への参画を促すため、コミュニティセンターで男性向け料理教室を開催(味坂43名・御原21名・三国30名・いずれものべ人数)。</li> </ul>	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の年代や性別に特化しないテーマを取り入れたり、幅広い年代や性別の人が参加しやすい日時の設定などに配慮しながら、引き続きコミュニティセンターの主催講座として、男女共同参画に関する講座やセミナー、女性の社会参画や男性の家事・育児への参画につながる講座を開催する。</li> <li>・主催講座やサークルの参加者が学んだ知識を地域で活かせるよう、協働のまちづくり協議会をはじめ地域に人材をつなげるコーディネートを行う。</li> </ul>
2	地域リーダーの男女共同参画の意識啓発	区長や自治公民館長、民生委員・児童委員など地域のリーダー的存在となる市民に対して、男女共同参画セミナー等への参加促進や地域に出向いた啓発活動などを行います。	全庁	<p>おごおり女性協議会が発行した情報紙を区長に送付した。例年開催する「おごおりフォーラム」(講演会)の代替事業であり、コロナ禍におけるアンガーマネジメントや男女共同参画視点の防災をテーマにした内容になっている。</p> <p>広報紙で女性区長と女性を積極的に地域役員に登用している区長を紹介し、インタビュー記事を掲載した。</p>	B	継続	地域のリーダー的存在となる市民に対し、引き続き男女共同参画に関する講演会等の情報提供を行い、参加を促す。

## 主要課題1 施策の方向性(4) 防災における男女共同参画の推進

	具体的施策	内容	令和2年度実施状況			次年度に向けて	
			実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み	
1	女性消防団員の防災活動への参画	防災活動全般における女性消防団員の位置づけや活動内容を協議し、防災活動の充実を図ります。また、女性消防団員の確保に努めます。	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団活動全般（入退団式、教養訓練、水防訓練、出初式等）へ参加した(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の事業は参加者数を制限)。</li> <li>火災予防等広報活動を実施した。</li> </ul>	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性消防団員が不足していることから、女性消防団員の活動を周知し、新入団員の確保に努める。</li> <li>今後とも、三井消防署が実施する救命講習に女性団員を派遣し、応急手当指導員、応急手当普及員としての活動を促進させる。</li> <li>新入団員に対し、応急手当指導員及び応急手当普及員の資格取得を促す。</li> <li>市職員、特に女性職員に消防団への積極的な入団を勧める。</li> </ul>
2	地域防災における男女共同参画の視点の導入	「地域防災計画」に基づき、男女共同参画の視点に立った地域防災活動に取り組むとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災リーダー認定講習会や地域での防災に関する訓練・講習会などへ、女性の参加を促すことにより、防災活動に主体的に取り組む女性の育成を図った。(第9回防災リーダー認定講習会女性参加者数3名)</li> <li>防災リーダーフォローアップ研修を開催し、女性防災リーダーに継続して、広く防災活動に取り組むことができるよう啓発を行った。</li> </ul>	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災会議委員における女性の登用に努める。</li> <li>次年度においても防災リーダー認定講習会を開催し、女性の受講を促進することにより、地域における防災活動に主体的に取り組む女性の育成を図る。</li> <li>地域における講習会や訓練の企画・立案の場に、防災リーダーを中心とし、女性の積極的な参加を促す。</li> </ul>

## 計画の推進に関する事業

## (1) 推進体制の整備

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	庁内推進体制の充実・連携の強化	「男女共同参画推進本部」や「男女共同参画推進幹事会」の会議を定期的に行い、実施状況を確認・協議することで、計画を全庁的・総合的に推進していくための体制の充実及び連携の強化を図ります。	総務広報課	・「男女共同参画推進本部」を開催し、「男女共同参画推進幹事会」へ書面による報告を行った。第2次男女共同参画計画（平成26～35年度）の令和元年度実施状況に関する協議を行った。 ・推進本部会議や推進幹事会の開催に先立って、全庁的に実施状況の振り返りを行っている。	B	継続	・今後も推進本部会議、推進幹事会を開催し、男女共同参画の取組を全庁で推進する。 ・会議の場を利用してDV相談窓口の周知や審議会等委員への女性登用の推進を図るなど、連携を強化していく。
2	男女共同参画計画の推進	毎年度、計画に基づく各施策の評価や実施状況の把握を行い、「男女共同参画社会推進審議会」に報告するとともに、審議会での意見を各施策に反映することで、さらなる計画の推進を図ります。	全庁	・第2次計画（平成26～35年度）の令和元年度実施状況の確認を行い、報告書を作成し「男女共同参画社会推進審議会」に報告した。 ・第2次計画に基づき、各担当課において施策に取り組んだ。	B	継続	・継続して、施策の実施状況の確認、審議会への報告を行っていく。 ・審議会での意見を踏まえ、全庁で計画の推進を図っていく。
3	男女共同参画推進のための活動拠点の検討	既存施設を活用しながら、男女共同参画を推進するための拠点確保について検討します。	総務広報課	男女共同参画に取り組む団体等の活動の拠点として利用できるよう、引き続き人権教育啓発センター内にコミュニティルームを設置している。	B	継続	利用状況や利用団体の意見などを踏まえ、拠点の効果的な活用の仕方について検討していく。
4	男女共同参画社会推進審議会の開催	市の諮問に応じて審議会より答申を受けるとともに、計画の実施状況について出された意見を踏まえ男女共同参画に関する施策の推進を図ります。	総務広報課	審議会を1回開催した。令和元年度の実施状況報告、令和2年度の重点施策について協議した。	A	継続	今後も審議会から意見を伺い、各施策に反映していきよう努める。
5	男女共同参画の視点に立った刊行物ガイドライン作成	市及び関係機関が発行する刊行物に関して、固定的な性別役割分担意識にとられない表現を行うための指標として作成したガイドラインについて、情報収集を行いながら、必要に応じて改訂を検討します。	総務広報課	情報収集を行い、性的少数者の視点を新たに加え改訂を行った。	B	継続	改訂の必要性を検討するため、引き続き情報収集を行う。
6	男女共同参画担当部署の強化・充実	男女共同参画推進政策を総合的に推進していくため、推進体制の強化・充実を図ります。	総務広報課	昨年度から変更はなく、継続した推進体制をとっている。	B	継続	全庁的な組織効率化、組織機構を検討する中で、男女共同参画担当部署の位置づけを明確にしていく。
7	苦情処理機関の効果的な運用	苦情処理機関として設置している「男女共同参画推進委員」の周知を行いながら、男女共同参画施策等に関する市民からの苦情を適切に処理します。	総務広報課	・苦情処理委員（男女共同参画推進委員）を設置し、弁護士2人に委嘱している。 ・令和2年度の苦情案件は0件だった。	B	継続	今後も市民に対し、苦情処理機関の周知を行っていく。

8	市職員の男女共同参画に対する意識の向上	計画の実施状況報告作業や職員研修などを通じて、男女共同参画に関する啓発等を行い、職員の意識向上を図ります。	総務広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画計画の実施状況を各課で振り返り、実施状況報告を作成する中で、意識の向上を図った。</li> <li>県男女共同参画センター「あすばる」が開催する「行政職員のための男女共同参画セミナー」などについて案内し、参加を促した。</li> </ul>	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あすばる」や女性協議会と連携した学習会などの男女共同参画に関する研修への積極的な参加を促す。</li> <li>職員研修等の実施について検討していく。</li> </ul>
			人事法制課	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎週水曜日をノー残業デーと定め、仕事と家庭の両立支援を目的のひとつとして取り組んだ。エコ・オフィス実施と兼ねて職場巡回を行い、職員の定時退庁を促した。</li> <li>令和元年7月から行っている、時間外勤務縮減に向けた取組みとして、時間外勤務の限度時間を定めるとともに、月1回の職場単位のノー残業デーを設定し、職員の健康維持、次世代育成及びワークライフバランスの向上に努めた。</li> </ul>	B	継続	今後も、ノー残業デーや時間外勤務縮減に向けた取組みを継続して実施するとともに、職員研修等に取り組み、男女共同参画に対する意識の向上に努める。

## (2) 市民と共同して進めるまちづくり

	具体的施策	内容	担当課	令和2年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	第3次計画策定にあたっての市民意識調査の実施	男女共同参画に関する意識調査を行い、市民の意識や行政に対する要望を把握し、政策に反映させます。	総務広報課	実施年度ではないので評価対象外			
2	市民からの意見の聴取	重要な計画を策定する際にパブリック・コメントを実施するなど、市民からの意見を広く取り入れながら、計画を推進・策定します。	全庁	以下の計画策定の際にパブリック・コメントを実施した。 ・小郡市食料・農業・農村基本計画（後期計画） ・第8期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して、市民からの意見を広く取り入れながら、計画を策定していく。</li> <li>パブリック・コメント実施に際し、より多くの市民から意見を聴取できるよう、周知方法などを工夫していく。</li> </ul>
3	審議会等への市民の積極的登用の推進	市の施策に、性別に関わりなく市民の声を反映できるよう、審議会等への公募等による市民の登用を推進します。	全庁	以下の審議会等で新たに市民を登用した。 ・まちづくり条例作成委員会 ・子どもの読書活動推進計画策定委員会	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門性を求められる審議会等、市民の登用が難しいものもある。</li> <li>幅広い分野において市民の登用につながるよう、規程の改正等も含め、さらに推進していく。</li> </ul>
4	男女共同参画のまちづくりの推進	市民との協働によるまちづくりにおいて男女共同参画の視点を取り入れ、地域の関係団体との連携強化や、さまざまな分野における男女共同参画のまちづくりを推進します。	総務広報課	・おごおり女性協議会に対し、審議会等への委員推薦依頼を行うなど、連携して取り組んだ。	B	充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>おごおり女性協議会と、引き続き連携して取り組む。</li> <li>連携する地域団体を広げていく。</li> </ul>
			コミュニティ推進課	・協働のまちづくり協議会に対し、役員の女性登用を呼びかけるとともに、男女を問わずそれぞれの関心や特性を活かして参画できるまちづくりを呼びかけている。	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働のまちづくり協議会に対して、役員の女性登用及び取組への参画促進を呼びかける。</li> </ul>